

備前市及び赤穂市における東備西播定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定

備前市（以下「甲」という。）と赤穂市（以下「乙」という。）とは、平成21年12月25日付けで締結した東備西播定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（文言等の変更）

第1条 第3条第1号ア(ア)a中「公立病院等」を「公立病院及び民間医療機関等」に改め、同号イ(ア)a中「、文化・スポーツの交流等」を削り、同号イ(ア)b中「世界遺産」を「世界遺産登録」に改め、同号ウ(ウ)c(b)中「共同して」の次に「必要に応じて」を加え、「策定」を「改定」に改め、同条第2号ア(ア)a中「利便性向上」の次に「・利用促進」を加え、同号イ(ア)中「の構築」の次に「・運営」を加え、同号ウ(ア)a中「赤穂国際音楽祭等」を削り、同号ウ(ア)c中「赤穂国際音楽祭等の開催に向けて必要な調整を行うとともに、」を削り、同号ウ(イ)c中「神戸市等」を「大阪市等」に改め、同条第3号中「招聘」を「招へい」に改める。

（効力発生日）

第2条 この協定は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

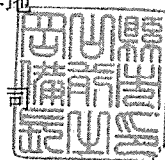
令和7年3月21日

甲

備前市東片上126番地

備前市

備前市長 吉村 武司

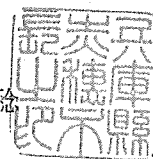


乙

赤穂市加里屋81番地

赤穂市

赤穂市長 牟礼 正稔



備前市及び上郡町における東備西播定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定

備前市（以下「甲」という。）と上郡町（以下「乙」という。）とは、平成21年12月25日付け
で締結した東備西播定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結す
る。

（文言等の変更）

第1条 第3条第1号ア(ア)a中「公立病院等」を「公立病院及び民間医療機関等」に改め、
同号イ(ア)a中「、文化・スポーツの交流等」を削り、同号イ(ア)b中「世界遺産」を「世界
遺産登録」に改め、同号イ(イ)c中「学校給食施設を建設するにあたり、」を削り、同条第2
号ア(ア)a中「利便性向上」の次に「・利用促進」を加え、同号イ(ア)中「の構築」の次に「・
運営」を加え、同号ウ(ア)a中「赤穂国際音楽祭等」を削り、同条第3号中「招聘」を「招へ
い」に改める。

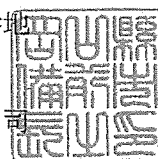
（効力発生日）

第2条 この協定は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

令和7年3月21日

甲

備前市東片上126番地
備前市
備前市長 吉村 武司



乙

赤穂郡上郡町大持278番地
上郡町
上郡町長 梅田 修

